

滋賀県企業職員の給与の種類および基準に関する条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の理由

県議会および知事に対する令和 6 年 10 月 17 日付けの給与についての人事委員会勧告を踏まえて、社会と公務の変化に応じた給与制度の整備を行うため、滋賀県企業職員の給与の種類および基準に関する条例（昭和 43 年滋賀県条例第 24 号）の一部を改正しようとするものです。

2 改正の概要

(1) 定年前再任用短時間勤務職員について、住居手当、特地勤務手当および特種勤務手当に準ずる手当を支給することとします。（第 2 条関係）

(2) その他

ア この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行することとします。

イ この条例の施行に関し必要な経過措置を定めることとします。

ウ 関係条例について必要な改正を行うこととします。

滋賀県企業職員の給与の種類および基準に関する条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和 7 年 2 月 14 日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

滋賀県企業職員の給与の種類および基準に関する条例の一部を改正する条例

滋賀県企業職員の給与の種類および基準に関する条例（昭和 43 年滋賀県条例第 24 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 3 項中「次項」の右に「および第 5 項」を加え、同条第 4 項中「占める職員」の右に「（同条第 3 項に規定する定年前再任用短時間勤務職員（次項において「定年前再任用短時間勤務職員」という。）を除く。）」を加え、同条中第 5 項を第 6 項とし、第 4 項の次に次の 1 項を加える。

- 5 第 3 項の規定にかかわらず、職員（定年前再任用短時間勤務職員に限る。）の手当の種類は、管理職手当、地域手当、住居手当、通勤手当、在宅勤務等手当、特殊勤務手当、特地勤務手当（これに準ずる手当を含む。）、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当および災害派遣手当とする。

付 則

- 1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 滋賀県職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例（令和 4 年滋賀県条例第 47 号）付則第 16 条第 1 項に規定する暫定再任用短時間勤務職員は、改正後の第 2 条第 4 項に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、同条の規定を適用する。
- 3 滋賀県職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例の一部を次のように改正する。

付則第 19 条中「第 13 条の規定」を「滋賀県企業職員の給与の種類および基準に関する条例の一部を改正する条例（令和 7 年滋賀県条例第 号）」に、「短時間勤務の職を占める職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

滋賀県企業職員の給与の種類および基準に関する条例新旧対照表

旧	新
第1条 省略 (給与の種類) 第2条 省略 2 省略 3 手当の種類は、管理職手当、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、在宅勤務等手当、特殊勤務手当、特地勤務手当（これに準ずる手当を含む。）、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当、災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当および特定新型インフルエンザ等対策派遣手当を含む。次項において同じ。）および退職手当とする。 4 前項の規定にかかわらず、職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員に限る。）の手当の種類は、管理職手当、地域手当、通勤手当、在宅勤務等手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当および災害派遣手当とする。	第1条 省略 (給与の種類) 第2条 省略 2 省略 3 手当の種類は、管理職手当、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、在宅勤務等手当、特殊勤務手当、特地勤務手当（これに準ずる手当を含む。）、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当、災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当および特定新型インフルエンザ等対策派遣手当を含む。次項および第5項において同じ。）および退職手当とする。 4 前項の規定にかかわらず、職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（同条第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員（次項において「定年前再任用短時間勤務職員」という。）を除く。）に限る。）の手当の種類は、管理職手当、地域手当、通勤手当、在宅勤務等手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当および災害派遣手当とする。

(新設)	<u>5 第3項の規定にかかわらず、職員（定年前再任用短時間勤務職員に限る。）の手当の種類は、管理職手当、地域手当、住居手当、通勤手当、在宅勤務等手当、特殊勤務手当、特地勤務手当（これに準ずる手当を含む。）、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当および災害派遣手当とする。</u>
<u>5</u> 省略 第3条以下 省略	<u>6</u> 省略 第3条以下 省略

滋賀県職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例新旧対照表（付則第 3 項関係）

旧	新
本則 省略 付 則 第 1 条～第18条 省略 （滋賀県企業職員の給与の種類および基準に関する条例の一部改正に伴う経過措置） 第19条 令和 3 年改正法附則第 4 条第 1 項または第 2 項の規定により採用された職員は、<u>第13条の規定</u>による改正後の滋賀県企業職員の給与の種類および基準に関する条例（以下「新企業職員給与条例」という。）第 2 条第 4 項に規定する<u>短時間勤務の職を占める職員</u>とみなして、新企業職員給与条例の規定を適用する。 第20条以下 省略	本則 省略 付 則 第 1 条～第18条 省略 （滋賀県企業職員の給与の種類および基準に関する条例の一部改正に伴う経過措置） 第19条 令和 3 年改正法附則第 4 条第 1 項または第 2 項の規定により採用された職員は、<u>滋賀県企業職員の給与の種類および基準に関する条例の一部を改正する条例（令和 7 年滋賀県条例第 号）</u>による改正後の滋賀県企業職員の給与の種類および基準に関する条例（以下「新企業職員給与条例」という。）第 2 条第 4 項に規定する<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>とみなして、新企業職員給与条例の規定を適用する。 第20条以下 省略